

平成 29 年度 出産育児一時金等請求書受付締切日

請求年月		受付締切日	備考
平成 29 年	4 月	10 日 (月)	
		25 日 (火)	
	5 月	10 日 (水)	
		25 日 (木)	
	6 月	10 日 (土)	
		26 日 (月) ※午前中まで	※ 25 日 (日) 閉所
	7 月	10 日 (月)	
		25 日 (火)	
	8 月	10 日 (木)	
		25 日 (金)	
	9 月	10 日 (日)	
		25 日 (月)	
	10 月	10 日 (火)	
		25 日 (水)	
	11 月	10 日 (金)	
		27 日 (月) ※午前中まで	※ 25 日 (土) 閉所
	12 月	10 日 (日)	
		25 日 (月)	
平成 30 年	1 月	10 日 (水)	
		25 日 (木)	
	2 月	10 日 (土)	
		26 日 (月) ※午前中まで	※ 25 日 (日) 閉所
	3 月	10 日 (土)	
		26 日 (月) ※午前中まで	※ 25 日 (日) 閉所

※下段は正常分娩に係る磁気媒体（早期支払分）の請求のみの受付

※受付締切日：10 日（10 日が土曜、日曜、祝日の場合も受付業務を行います。）

※受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

《診療報酬請求書等送付時（郵便・宅配便）のお願い》

◇ 誤発送がないように送付先は、必ずご確認ください。

送付先 〒890-0064
鹿児島市鴨池新町7番4号
(鹿児島県市町村自治会館内)
鹿児島県国民健康保険団体連合会
審査管理課調整係
出産育児一時金 在中

◇送付方法について

・個人情報保護と事故防止のために、授受が明確となる（配達記録が残る）方法での送付にご協力ください。

・医療保険分（医療、乳幼児等）と出産育児一時金の担当係は異なりますので、別々の送付にご協力ください。併せて送付される場合は、出産育児一時金請求分は別封にしてください。

◇封筒への記載のお願い

・出産育児一時金在中と明記してください。

・封筒に住所・保険医療機関名・保険医療機関コードの記入にご協力ください。

・電子媒体の場合は、破損等を避ける為、専用ケース等で保護し、FD在中、MO 在中、CD-R 在中と明記してください。

平成 29 年度 出産育児一時金等支払予定日程表

専用請求書提出月	正常分娩 (10日提出分)	正常分娩 (25日提出分)	異常分娩 (10日提出分)	
	支払予定日	支払予定日	早期支払予定日	支払予定日
平成 29 年 4 月	5 月 8 日 (月)	5 月 22 日 (月)	5 月 22 日 (月)	5 月 30 日 (火)
平成 29 年 5 月	6 月 6 日 (火)	6 月 20 日 (火)	6 月 20 日 (火)	6 月 29 日 (木)
平成 29 年 6 月	7 月 7 日 (金)	7 月 20 日 (木)	7 月 20 日 (木)	7 月 28 日 (金)
平成 29 年 7 月	8 月 7 日 (月)	8 月 21 日 (月)	8 月 21 日 (月)	8 月 30 日 (水)
平成 29 年 8 月	9 月 7 日 (木)	9 月 20 日 (水)	9 月 20 日 (水)	9 月 28 日 (木)
平成 29 年 9 月	10 月 6 日 (金)	10 月 20 日 (金)	10 月 20 日 (金)	10 月 30 日 (月)
平成 29 年 10 月	11 月 7 日 (火)	11 月 20 日 (月)	11 月 20 日 (月)	11 月 29 日 (水)
平成 29 年 11 月	12 月 8 日 (金)	12 月 20 日 (水)	12 月 20 日 (水)	12 月 28 日 (木)
平成 29 年 12 月	1 月 10 日 (水)	1 月 22 日 (月)	1 月 22 日 (月)	1 月 30 日 (火)
平成 30 年 1 月	2 月 6 日 (火)	2 月 20 日 (火)	2 月 20 日 (火)	2 月 27 日 (火)
平成 30 年 2 月	3 月 9 日 (金)	3 月 20 日 (火)	3 月 20 日 (火)	3 月 29 日 (木)
平成 30 年 3 月	4 月 6 日 (金)	4 月 20 日 (金)	4 月 20 日 (金)	4 月 26 日 (木)

【診療（調剤）報酬支払日について】

- 1 異常分娩分及び正常分娩 (25日提出分) につきましては、診療報酬に併せての支払となります。
- 2 オンライン請求又は電子媒体による請求の届出を行った保険医療機関又は保険薬局
請求月の翌月 20 日。(土曜日、日曜日、祝日の場合は翌稼働日)
(平成 24 年 3 月請求分から、請求省令の一部改正に基づき、原則として請求月の翌月 20 日に支払うこととなった。)
- 3 紙媒体での請求を行う保険医療機関又は保険薬局
請求月の翌月末。